

<スポーツ仲裁に関する規則>

財団法人日本体育協会が開催する国体等スポーツ振興諸事業及びその組織運営に関して行った決定事項に対する不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。